

# 入札説明書の読み方

(入札参加のための資料作成に当たって)

【令和3年12月版】

四国地方整備局 営繕部

赤字：特に注意をお願いしたい箇所

【本文】

(例)  
入札説明書

四国地方整備局の令和○年度 ○○○○改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等（「政府調達に関する協定」適用外案件）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和○年○月○日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 四国地方整備局長 ○○ ○○  
香川県高松市サンポート3-33

3. 工事概要

- (1) 工事名 令和○年度 ○○○○改修工事  
(2) 工事場所 ○○県○○市○○町○-○-○  
(3) 工事内容 本工事は次に掲げる庁舎の△△改修工事を施工するものである。  
建物用途：庁舎  
建物構造：鉄筋コンクリート造  
建物規模：地上○階建 延べ面積 ○○○○ m<sup>2</sup>  
工事内容：1) 庁舎 修繕一式  
2) 電気設備工事 改設一式  
3) 機械設備工事 改設一式

(4) 工期

(通常の場合) 令和○年○月○日 () まで。

(「余裕期間制度」適用工事の場合)

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

(余裕期間：契約締結の翌日から令和○年○月○日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間の適用はない。

【解説】

**工事案件毎に適用される内容は異なりますので、競争参加に当たっては、参加される工事の入札説明書をご確認ください。**

(4) 工期

**余裕期間制度について**

左記の記載例は、発注者が工事の始期を指定する「発注者指定方式」です。

このほかに、発注者が示した余裕期間の終期の翌日までの間で、受注者が工事の始期を選択する「任意着手方式」と、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する「フレックス方式」があります。

【本文】

(5) 工事の実施形態

①～⑦ (省略)

⑧ 入札時積算数量書活用方式の適用

(ア) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。手続きの詳細は、「入札時積算数量書 説明書」、「入札時積算数量書別紙明細 説明書」、「入札時積算数量書」及び「入札時積算数量書別紙明細」を参照すること。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(イ) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求められないものとする。

(ウ) 受注者からの請求による(ア)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

(エ) (ア)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。

(オ) (ア)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

【解説】

⑧入札時積算数量書活用方式

(ア) 入札時積算数量書活用方式は、契約締結後における積算数量に関する協議を円滑に行うため、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合(※自社数量を使用しない場合)、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる方式です。

(イ)(ウ) 受注者からの請求による疑義に関する協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができます。

(エ) **「入札時積算数量書の別紙明細」は協議の対象となりません。**  
ただし、入札手続き時に入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に、質問することができます。質問していただければ、発注者側で確認のうえ、必要に応じ積算数量を訂正し、訂正後の積算数量を公開したうえで、予定価格にその訂正を反映させます。

【本文】

⑨ (省略)

⑩ 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日(4週8休以上)に取り組む意思を表示したうえで、工事を実施する週休2日促進試行工事(受注者希望方式)であり、週休2日(4週8休以上)の取得に要する費用について、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正して当初より予定価格に計上している試行工事である。また、4週6休以上の現場閉所(現場休息)を実施した場合は、週休2日履行証明書の交付を行う。

手続きの詳細は、「現場説明書」を参照すること。

⑪ 本工事は、ICT活用証明書を有する技術者を加点評価する試行工事である。

⑫ 本工事は、週休2日履行証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。

⑬ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。

⑭ 本工事は、工事成績相互利用登録機関(※1)が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」(以下「工事成績相互利用対象工事」という。)と直轄発注工事(「大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局(港湾空港関係を除く。)の発注工事」を「直轄発注等工事」と称して同列に扱う試行工事である。

なお、工事成績相互利用対象工事とは、国土交通省ホームページに掲載している工事をいう。

ホームページアドレス [http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000001\\_1.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

※1 工事成績相互利用登録機関

発注機関	工事発注担当部局等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院関係	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 ----- 内閣総務官室(会計担当) ----- 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 ----- 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁(旧入国管理局を含む)、公安調査局
外務省	大臣官房会計課

【解説】

⑩週休2日促進試行工事(受注者希望方式)

受注者が希望し、発注者との協議が整えば、週休2日に取り組むことが可能となります。4週8休を前提に予定価格を積算しており、現場閉所(現場休息)の状況を確認後、達成できなければ、請負代金額の減額を行います。

なお、記載例のほかに「発注者指定方式」があります。

⑪⑫令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」「週休2日履行証明書」を提出された企業の加点評価を全ての工事で行っています。なお、証明書の有効期限内のものが評価の対象となります。

⑬特例監理技術者の適用は、工事案件毎に異なりますので、競争参加に当たっては、参加される工事の入札説明書をご確認ください。

⑭工事成績相互利用適用対象工事

大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局(港湾空港関係を除く。)の発注工事(以下、「直轄発注工事」という)の実績が無くても、「工事成績相互利用登録機関※1」が発注した工事の実績であれば、直轄工事と同列の評価を行います。ただし、国土交通省ホームページに掲載の工事のみになりますので、ご注意ください。

※1 左表、記載の発注機関(工事発注担当部局等によるものに限る)

【本文】

財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁 ----- 国立大学法人等（※2）
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（H27.9.30まで） " " 予算課（H27.10.1以降）
国土交通省	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限り)
防衛省	① 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。 )及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。 ) ② 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁
石川県	石川県土木部営繕課（～平成22年度迄）

※2 国立大学法人等

対象国立大学法人等	工事発注担当部局等	
国立大学法人	全ての国立大学法人	
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館
	自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター
	高エネルギー加速器研究機構	
	情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所

【解説】

【本文】

独立行政法人等	国立科学博物館	
	国立文化財機構	
	宇宙航空研究開発機構	
	日本スポーツ振興センター	
	日本学生支援機構	
	国立高等専門学校機構	全ての国立高等専門学校
	大学改革支援・学位授与機構	
	科学技術振興機構	
	国立青少年教育振興機構	
	日本芸術文化振興会	
	日本原子力研究開発機構	

⑮～⑳ (省略)

【解説】

【本文】

4. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における令和〇・△年度一般競争参加資格のうち、「〇〇工事」の「〇等級」に認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成〇年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成〇年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

同種工事とは、完成・引き渡し完了した一件の工事で、次のア）、イ）及びウ）の要件を満たす建築工事とする。

ア）建物用途：庁舎

イ）建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ）工事内容：〇〇改修工事、新築工事又は増築工事（新築工事及び増築工事は、〇〇に関する工事を含む建築一式工事に限る。）

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、直轄発注等工事（3.（5）④参照）に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書による評定点が6.5点未満のものを除く。

【解説】

4. 競争参加資格

- (4) 評価期間、過去15年間の元請けとしての施工実績を求めています。

**「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されているとして、提出された案件が、システム上「竣工登録」がされていない場合、工事の完了が確認出来ないことがあります。申請前に必ず「竣工登録」の有無を確認下さい。**

**記載例の場合、ア）～ウ）全ての要件を満たす必要があります。**

**（要件を満たす例）**

平成25年度に完成・引き渡しが完了した、〇〇市庁舎（鉄筋コンクリート造）の〇〇改修工事

**（要件を満たさない例）**

平成25年度に完成・引き渡しが完了した、△△町庁舎（鉄骨造）の〇〇改修工事

→ 建物の構造がNG（RC造又はSRC造以外）

平成14年度に完成・引き渡しが完了した、●●市庁舎（鉄筋コンクリート造）の新築工事

→ 完成年度がNG（過去15年間以外）

**要件を満たしていれば、民間の工事実績でも申請は可能ですが根拠資料の添付が必要です。**

**直轄発注工事及び工事成績相互利用対象工事の実績については、工事の評定点が6.5点未満の場合、施工実績とは認められないため（欠格）注意が必要です。**

**【本文】**

**（当初より専任性を求める場合）**

（5）次に掲げる①から⑤の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

準備期間を含まない専任期間としては、令和〇年〇月〇旬から令和〇年〇月〇旬までを予定している。

**（当初は専任性を求めている場合）**

（5）次に掲げる①から⑤の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。なお、工事費の増等により、建設業法第26条第3項に該当することとなった場合は、配置予定技術者の専任をさせること。

**（「余裕期間制度」を適用し、当初より専任性を求める場合）**

（5）次に掲げる①から⑤の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の終期の翌日までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

**【解説】**

**（5）配置予定技術者の資格要件**

工事規模により、専任・非専任の別で適用を変えています。

なお、余裕期間制度を適用した工事の場合、余裕期間内は配置予定技術者の配置を要しません。（ここで言う余裕期間内とは、契約締結の翌日から工事の始期前日までの間を言い、任意着手方式及びフレックス方式では、受注者側で工事の始期を設定することが可能です。）



【本文】

- ① 1級〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・1級建築士の免許を受けた者
  - ・国土交通大臣が認める別表1に示す登録基幹技能者講習の修了者（当該工事の工事種別に応じた登録基幹技能者に限る）。なお、主任技術者として申請する場合のみ適用できる。
  - ・国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有する者と認定した者
- ② 平成〇年度以降に元請けの技術者として同種工事（上記（4）に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者（様式-3-1に記載する技術者）が平成〇年度以降に元請けとして同種工事（上記（4）に掲げる工事）の経験を有していること。
- なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、直轄発注等工事（3.（5）④参照）に係る経験である場合にあつては、工事成績評定通知書による評定点が6.5点未満のものを除く。
- また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び同条第2号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。
- ③ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があつた場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。
- また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあつては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

【解説】

①主任技術者として申請する工事の場合は、登録基幹技能者講習の修了者でも申請が可能です。

②配置予定技術者の施工実績として提出する同種工事は、会社の施工実績として提出する同種工事と異なる工事でも構いません。

要件を満たしていれば、民間の工事実績でも申請は可能です。（但し、加算点の対象とはなりません。）

直轄発注工事及び工事成績相互利用対象工事の実績については、工事の評定点が6.5点未満の場合、施工実績とは認められないため（欠格）注意が必要です。

③恒常的な雇用関係とは、競争参加資格の確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり（「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成16年3月1日国総建第315号）、健康保険被保険証の交付年月日、又は監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴等により確認できることが必要です。

**【本文】**

イ～ニ（省略）

- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。
- ⑥ 上記①から④について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、本競争に参加できないことがある。

(6)～(9)（省略）

(10) ○○管内に営業拠点（建設業法の「○○工事」の許可を有する本店、支店、又は営業所）を有すること。なお、経常建設共同企業体においては、四国地方整備局管内に構成員のうち代表者の本店を有すること。

(11)～(13)（省略）

**【解説】**

④証書の有効期限切れに注意をお願いします。有効期限は、監理技術者資格者証は交付日から5年間、監理技術者講習修了証は講習を受講した日から5年間です。

⑤特例措置を全て満足する証明を求めることがあります。

⑥確認できる書類の例

- ①施工管理技士合格証書、同等以上の資格の免許証 など
- ②工事実績情報サービス（CORINS）登録している実績データの写し など
- ③健康保険証、監理技術者資格者証 など
- ④監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（有効期限内）

(10) 工事規模等により、求める営業拠点の位置（四国管内や各県内など）や営業所の種類について適用を変えています。

（例）

四国管内に営業拠点（建設業法の「建築一式工事」の許可を有する本店、支店、又は営業所）

上記の営業拠点を有していれば、管内の工事への参加も可能となります。

【本文】

5. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 本工事は、令和○年度の四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき総合的に評価するものとする。（「四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針について（改訂版R○.4.1～適用）」参照）

(2) 入札の評価に関する基準

本工事は総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点（評価点）、施工体制評価点の配点は次のとおりとする。

1) 技術者評価

① C P D

評価項目	評価基準	配点	評価点
配置予定技術者のC P D（継続教育）等	建設系C P D協議会に所属している団体又は建築設備士関係団体C P D協議会のC P D等において、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の場合	5.0	／ 5.0
	上記以外	0.0	

② 同種工事の施工経験

平成○年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	直轄発注等工事 (3.(5)④参照)	他省庁、旧公団等、 都道府県又は政令指定都市発注工事	市町村 発注工事	その他	
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事	10.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	1.0	0.0	0.0

【解説】

1) 技術者評価

②（同種工事の施工経験）、③（同種工事の工事成績評点通知による評定点）は、発注機関や従事の立場、同種性により評価点が異なります。

同じ配置予定技術者でも、記載する施工実績によって評価が変わってきますので、留意願います。

（例 ②同種工事の施工経験）

求める同種工事の施工実績

ア) 建物用途：庁舎

イ) 建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ) 工事内容：〇〇改修工事、新築工事又は増築工事（新築工事及び増築工事は、〇〇に関する工事を含む建築一式工事に限る。）

「より同種性の高い工事」：〇〇改修工事

配置予定技術者Aさんの施工実績

1. 〇〇庁舎（発注機関：〇〇地方整備局）（RC造）の〇〇改修工事  
監理技術者として従事

→評価点 10点 ※下記工事で申請を行うより評価点が7点高くなります。

2. △△市庁舎（発注機関：△△市）（RC造）の〇〇改修工事  
監理技術者として従事

→評価点 3点

【本文】

③同種工事の工事成績評点通知による評定点

平成○年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄発注等工事（3.（5）④参照）において主任（監理）技術者等		直轄発注等工事（3.（5）④参照）において担当技術者又は四国四県の発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

④優良技術者表彰の実績

平成△年度以降の優良技術者表彰の有無	四国地方整備局長表彰の実績有り	5.0	／5.0
	四国地方整備局管内の部長等（部長、統括防災官、事務所長、管理所長及び営繕部保全指導・監督室長を含む）表彰、大臣官房官庁営繕部長表彰又は「他の地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」の局長表彰の実績有り	3.0	
	「他の地方整備局、北海道開発局の部長等（部長、統括防災官、事務所長、管理所長及び営繕部保全指導・監督室長を含む）及びを含む）表彰の実績有り	1.0	
	なし	0.0	

⑤ ICT 活用工事の実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
ICT 活用証明書の	ICT 活用証明書有り	2.0	

【解説】

【本文】

有無			／2.0
	なし	0.0	

※1：配置予定技術者の評価対象団体のCPD等ユニット数が、評価ユニット数以上であることを証明する書類を提出すること。なお、「単位取得証明書」は、技術資料の提出期限から過去1年以内のものとする。

なお、証明期間に令和〇年〇月〇日以降の期間を含まない場合は評価の対象としない。

※2：「同種工事」とは上記4.（5）②に記載している同種工事を示す。ただし、「②同種工事の施工経験」及び「③同種工事の工事成績評点通知書による評定点」における「より同種性の高い工事」とは、同種工事のうち「○○○○○○」とする。なお、この条件が明確に確認できる資料（面積、寸法等で「より同種性の高い」が分かるよう明示したもの。）を提出すること。また、「同種性が認められる工事」とは、上記4.（5）②に記載している同種工事を示す。なお、③同種工事等の工事成績評定通知書による評定点」において、海外認定・表彰制度により認定された実績については、成績評定点が与えられていないため、評価点の付与は行わない。

※3：「主任（監理）技術者等」とは、様式-3-1に記載する工事について、主任（監理）技術者に義務付けられた専任義務期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上を主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した者とする。

※4：「担当技術者」とは、様式-3-1に記載する工事について、主任（監理）技術者に義務付けられた専任義務期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上に従事し、かつ、その工事に従事する以前から4.（5）①に示す資格を有している者とする。なお、様式-3-1は配置予定技術者1人につき1件とする。

※5：「他省庁発注工事」とは「直轄発注等工事」を除く、H7.12.8 条約第23号「政府調達に関する協定」付属書I付表1の機関の発注工事、また「旧公団等発注工事」とは、H7.12.8 条約第23号「政府調達に関する協定」付属書I付表3の機関の発注工事を示す。

※6：施工経験及び同種性について、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録の実績データで確認できる場合は、その写しを添付すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工経験及び同種性の全ての内容が確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し（施工経験及び同種性の全てを明確に確認ができる資料）を提出すること。

また、民間実績等によりCORINS登録していない工事の場合は、当申請書に記載の役職により当該工事に従事した経験、施工経験及び同種工事の全てを明

【解説】

※1 評価するユニット数は50以上です。申請を行う場合、競争参加確認資料の提出期限から過去1年以内の「単位取得証明書（証明期間に入札説明書に記載されている日以降の期間を含んでいること）」の提出が必要です。

※2 同種性の考え方について注釈しています。

「同種工事」、「より同種性の高い工事」で建物規模等が求められている場合は、図面等でその範囲が明確に分かるようにして下さい。

※3 現場代理人として、主任（監理）技術者に義務付けられた専任義務期間（専任期間を要しない工事については工期）の半分以上に従事していれば、主任（監理）技術者の施工経験と同等の評価を行います。

※4 担当技術者として従事した施工実績の申請を行う場合、その工事に従事する以前から4. 競争参加資格（5）①に示す資格を有していなければ得点が与えられませんので留意願います。

※6 提出された資料で同種性の確認が不明確であっても、追加での資料提出をお願いする事ができませんので、確実に同種性の確認ができる資料の提出をお願いします。

## 【本文】

確に確認出来る資料を提出すること。(例：契約書、設計図書、施主又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写真、施工体制台帳、施主等からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。) (別紙、「施工（従事役職・従事期間）証明書」参考)

なお、契約図書等の写しで必要とする施工経験及び同種性の全てを明確に確認できる場合は、CORINS登録している実績データでなく契約図書等の写しのみでも構わない。

また、海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する海外認定・表彰制度の認定証（以下「認定証」という。）の写しを提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

※7：「担当技術者」としての施工経験において、様式-3-1に記載した工事に従事する以前から4.(5)①に示す資格を有している者であることが明確に確認できる資料を提出するものとし、確認できない場合は得点を与えない。

※8（省略）

※9：同種工事の成績評価は、平成〇年度以降に完成し、引き渡された工事を対象としている。

※10：平成〇年度以降の優良技術者表彰については、四国地方整備局発注工事を対象としている。なお、「優秀下請技術者表彰」も対象とする。

また、海外認定・表彰制度により表彰された実績は、以下①②のとおり、優良技術者表彰と同様に評価する。

①「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については四国地方整備局長表彰相当とする。

②「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については四国地方整備局の部長等表彰相当とする。

※11：配置予定技術者が複数申請されている場合、最も評価の低い申請者での配点とする。なお、申請者の中に要件を満たさない者が含まれる場合は欠格とし、競争参加を認めない。

※12：経常建設共同企業体の構成員としての経験は、主たる主任（監理）技術者等として完成した工事の経験を主任（監理）技術者等として評価し、その他の技術者は担当技術者として評価する。なお、確認できる資料を添付すること。

※13：「ICT活用証明書」の資料については、配置予定技術者1人につき1枚とする。

※14：「ICT活用証明書」の資料については、四国地方整備局（港湾空港部を除く）以外の機関で交付された証明書は評価しない。

※15：技術者評価項目①から⑤の対象期間中に、出産・育児等による休業を取得した

## 【解説】

※7 担当技術者の施工経験でも、発注機関や同種性により評価が可能となります。

※9 申請のあった同種工事の成績評価は、入札説明書記載の年度以降に完成し、引き渡された工事のみを対象としています。同種工事の施工実績であっても完成年度によって評価が出来ない場合がありますので、留意願います。

※11 配置予定技術者を複数申請することは可能ですが、最も評価の低い者で評価を行います。なお、申請者の中に要件を満たさない者が含まれる場合、競争参加資格が得られません（欠格）ので、留意願います。

**【本文】**

場合には、①から⑤の対象期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。なお、確認できない場合には得点を与えない。

**【解説】**

【本文】

- 2) 企業評価  
 ① 基本企業評価  
 I. 企業の施工実績

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成○年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10.0	／10.0
	同種性が認められる工事の実績	0.0	
過去5年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	80点以上	30.0	／30.0
	78点以上 80点未満	25.0	
	76点以上 78点未満	20.0	
	74点以上 76点未満	15.0	
	72点以上 74点未満	10.0	
	70点以上 72点未満	5.0	
	上記以外	0.0	
平成○年度以降の表彰(工事に限る) (i-Construction大賞は、平成○年度以降の表彰とする。)	四国地方整備局長表彰(工事)又はi-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の実績有り	5.0	／5.0
	四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長、管理所長及び営繕部保全指導・監督室長を含む)表彰(工事)の実績有り	3.0	
	四国四県の知事及び土木部長又は県土整備部長(工事)表彰実績有り	2.0	
	3R推進功労者等表彰の実績有り	2.0	
	なし又は上記以外	0.0	

- ※1: 「同種工事」とは4.(4)に記載している同種工事を示す。「より同種性の高い工事」とは、同種工事のうち「○○○○○○」とする。なお、この条件が明確に確認できる資料を、面積、寸法等で「より同種性の高い」が分かるよう明示したものを提出すること。また、「同種性が認められる工事」とは、4.(4)に記載している同種工事を示す。
- ※2: 記載する同種工事の施工実績の件数は1件とし、複数件数の提出が有る場合は競争参加を認めない。
- ※3: 経常建設共同企業体の「同種工事の施工実績」の評価については、同一構成員での経常建設共同企業体としての施工実績、又は全ての構成員が施工実績を有している場合に限り、評価の対象とし、最も評価の低い実績で評価する。  
 なお、記載する同種工事の施工実績の件数は、同一構成員での経常建設共同企業体の場合は1件、又は全ての構成員の施工実績を提出する場合は構成員毎に1件とし、複数件数の提出が有る場合は競争参加を認めない。
- ※4: 「過去5年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点」とは、四国地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注及び工事成績相互利用対象工事(四国地方

【解説】

- 2) 企業評価  
 ①基本企業評価  
 I. 企業の施工実績

- ※1 同種工事の考え方を注釈に記載しています。「より同種性の高い」工事と、「同種性が認められる工事」では評価点に10点の差が出ますので留意願います。  
**「同種工事」、「より同種性の高い工事」で建物規模等が求められている場合は、図面等でその範囲が明確に分かるようにして下さい。**
- ※2 **記載する同種工事の施工実績の件数は1件です。複数件の申請や、同種性が認められない施工実績の申請の場合、競争参加資格が得られません(欠格)ので、留意願います。**
- ※4 「過去5年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点」の評価にかかる、資料の提出は不要です。



## 【本文】

備局管内に限る)で平成〇～〇年度間に完成し、引き渡された〇〇工事を対象としている。ただし、経常建設共同企業体については、同一構成員での経常建設共同企業体としての工事に限り、評価の対象とする。

※5：「平成〇年度以降の表彰（工事に限る）」とは、四国地方整備局の発注工事又は四国四県の発注工事に対する表彰（「優良下請企業表彰」を含む）及び、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰（内閣総理大臣賞、国土交通大臣賞、3R推進協議会会長賞のいずれかに限る）及び、i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）としている。ただし、i-Construction大賞に限り、令和5年度までは「平成29年度以降の表彰」を評価対象とし、令和6年度以降は工事に係る表彰と同じく当該年度を含む過去3年度間とする。なお、3R推進功労者等表彰及びi-Construction大賞は、四国地方整備局の局長表彰、事務所長表彰及び四国四県の知事及び土木部長又は県土整備部長の表彰とは重複評価は行わない。提出された1件の表彰について、上表に掲げる評価基準を満足する場合に評価点を与える。

※6：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、同種工事の施工実績は評価の対象とするが、工事成績及び工事表彰は評価の対象としない。

※7：施工実績及び同種性が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録の実績データで確認できる場合は、その写しを添付すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工実績及び同種性の全てが確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し（施工実績及び同種性を全て明確に確認ができる資料）を提出すること。

また、民間実績等によりCORINS登録していない工事の場合は、当申請書に記載の工事内容及び同種工事が全て明確に確認出来る資料を提出すること。

（例：契約書、設計図書、施主又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写真、施工体制台帳、施主等からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。）（別紙、「施工（従事役職・従事期間）証明書」参考）

なお、契約図書等の写しが必要とする全ての工事内容及び同種性が全て明確に確認できる場合は、CORINS登録している実績データでなく契約図書等の写しのみでも構わない。

海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証を提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

## 【解説】

**※7 提出された資料で同種性の確認が不明確であっても、追加での資料提出をお願いする事ができませんので、確実に同種性の確認ができる資料の提出をお願いします。**

【本文】

Ⅱ. 地域精通度、災害支援、社会性

Ⅱ－i 近隣地域の施工実績

近隣実績については、様式－2に記載された内容に応じて、該当する部分の配点を評価点として与える。

		直轄発注等工 事（3.（5） ⑭参照）	他省庁・旧公団 等・都道府県・ 政令指定都市発 注工事	市町村 発注工事	その他
同種工事	地域内	10.0	5.0	3.0	0.0
	〇〇県内	5.0	3.0	1.0	0.0
同種工事 以外	地域内	5.0	3.0	1.0	0.0
	〇〇県内	3.0	1.0	0.0	0.0

※1：「同種工事」とは、上記4.（4）を示す。

※2：「地域内」とは、〇〇地方生活圏（〇〇市、〇町）内を示す。

※3：「他省庁発注工事」とは「直轄発注等工事」を除く、H7.12.8条約第23号「政府調達に関する協定」付属書I付表1の機関の発注工事、また「旧公団等発注工事」とは、H7.12.8条約第23号「政府調達に関する協定（抄）」付属書I付表3の機関の発注工事を示す。

※4：同種工事の施工実績（様式－1）に記載する施工実績と重複してもよい。

※5：単体として申請する経常建設共同企業体での実績及び経常建設共同企業体として申請する構成員の実績は評価の対象とする。

【解説】

Ⅱ. 地域精通度、災害支援、社会性

Ⅱ－i 近隣地域の施工実績

※1 「同種工事以外」でも発注機関や施工された地域によっては、同種工事より評価が高くなる場合があります。

※2 工事により地域内の適用が異なりますので留意願います。

※4 同種工事の施工実績と同じ工事を記載することが可能です。

【本文】

II - ii 災害支援に係る表彰等

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成○年度以降の表彰（表彰は災害支援に限る）又は災害時における緊急復旧等の実績	国土交通大臣又は四国地方整備局長からの表彰状、感謝状	5.0	/10.0
	四国地方整備局管内の事務所長からの表彰状、感謝状	3.0	
	四国地方整備局の事務所長等からの感謝状	2.0	
	四国四県の知事等からの表彰状、感謝状	2.0	
	四国内の市町村長からの表彰状、感謝状	1.0	
	災害時における緊急復旧等の実績	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	
※6	四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0	
	四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0	

※1（省略）

※2：「災害支援に係る表彰」は、競争参加資格確認申請書の提出日において、四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等と災害協定を締結している企業又は団体に所属し、かつ、災害復旧等（広報、物資の寄付等直接災害復旧作業を行っていないものを除く）に関して、平成30年度以降に国土交通大臣、四国地方整備局長、四国地方整備局の事務所長等、四国四県の知事等又は四国内の市町村長から受けた表彰状、感謝状を対象とする。なお、「災害支援に係る表彰」として表彰等の写しを提出する場合は、併せて四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等との災害協定の締結が確認できる資料（協会等に所属している者で、その所属する協会等が四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等と災害協定を締結している場合は、当該協会に所属していることが確認できる資料）を提出すること。

※3～※5（省略）

※6：災害時における緊急復旧等の実績は、四国地方整備局企画部技術管理課制定「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領」に基づき交付された「災害時における緊急復旧等の実績確認書」により評価する。

II - iii（省略）

【解説】

※2 **広報、物資の寄付等直接災害復旧作業を行っていないものは除きます。**

※6 **災害時における緊急復旧等の実績は、技術管理課から交付された有効期間内の「実績確認書」を添付のこと。市町村、建設業団体発行の証明書では認められないので注意のこと。**

【本文】

②その他企業評価

I 地域内での営業拠点

評価項目	評価基準	配点	評価点
地域内の営業拠点の有無	地域内に本店有り	5.0	/ 5.0
	地域内に支店又は営業所有り	3.0	
	地域内に営業拠点無し	0.0	

※1：「地域内」は、〇〇県内又は〇〇地方生活圏（〇〇市、〇〇町内）を示す。

※2：経常建設共同企業体の場合は、構成員の代表者が該当すれば評価する。

II 登録基幹技能者の活用

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録基幹技能者の活用	施工期間中に登録基幹技能者を活用する。	5.0	/ 5.0
	上記を活用しない	0.0	

※1：申請した登録基幹技能者が対象工種のうち担当する工事の施工期間に継続して、当該現場作業へ従事しなければならない。

※2：登録基幹技能者の活用については施工計画書にも記載すること。

※3：本工事における登録基幹技能者とは、下表のいずれかをいう。

なお、複数の対象工種がある場合は、いずれかの工種の施工期間に従事すればよい。

登録基幹技能者の種類	対象工種
〇〇基幹技能者	〇〇、〇〇、〇〇
△△基幹技能者	△△△△
□□基幹技能者	□□□□

III 週休2日工事の実績（四国地方整備局（港湾空港部を除く）の発注実績に限る）

評価項目	評価基準	配点	評価点
週休2日履行証明書の有無	4週8休以上	3.0	/ 3.0
	4週7休以上、4週8休未満	2.0	
	4週6休以上、4週7休未満	1.0	
	なし	0.0	

※1：「週休2日履行証明書」の提出については、1件とする。

※2：「週休2日履行証明書」の資料については、四国地方整備局（港湾空港部を除く）以外の機関で交付された証明書は評価しない。

【解説】

②その他企業評価

II 登録基幹技能者の活用

表に記載されている、いずれか1つでも基幹技能者の活用を行えば、加点が可能となります。

【本文】

※3：経常建設共同企業体の「週休2日工事の実績」の評価については、①同一構成員での経常建設共同企業体としての実績、又は②全ての構成員が実績を有している場合に限り、評価の対象とする。なお、②の場合は、※1に関わらず、全ての構成員が「週休2日履行証明書」を提出すること。

※4：単体として申請する経常建設共同企業体での実績は、評価の対象としない。

IV 建設マスター等の活用

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5.0	/5.0
	建設ジュニアマスターを活用する	3.0	
	上記を活用しない	0.0	

※1：建設マスター等は当該工事の工事種別に応じた職種（別表2を参照）であること。

※2：建設マスター等は申請した「従事する工種」の施工期間に継続して、当該現場作業へ従事しなければならない。なお、複数の「従事する工種」がある場合は、いずれかの工種の施工期間に従事すればよい。

※3：建設マスター等の活用については施工計画書にも記載すること。

※4：同一の者を登録基幹技能者と建設マスター等で重複して申請することは認めない。

3) 施工体制評価

施工体制(施工体制評価点)

評価項目	評価基準	配点	施工体制評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 (優)	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 (良)	
	その他	0 (可)	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 (優)	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、		

【解説】

IV 建設マスター等の活用

令和3年度から表に記載の建設マスター、建設ジュニアマスターの活用を行えば、加点が可能となります。

【本文】

	必要な人員及び材料が確保されていること などにより、適切な施工体制が概ね確保され、 入札説明書等に記載された要求要件を確実に 実現できると認められる場合	5 (良)
	その他	0 (可)

(3) ~ (4) (省略)

6. ~ 7. (省略)

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い、申請書を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び(3) から(11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、令和〇年〇月〇日(〇) から令和〇年〇月〇日(〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式により持参の場合は、令和〇年〇月〇日(〇) から令和〇年〇月〇日(〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- ② 提出場所： 7. に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び技術資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、持参の場合は、提出場所へ提出するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、競争参加資格確認申請書により作成すること。

(3) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績、②の近隣地域内の施工実績、③の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成〇年度以降に、工事が完成し、引渡し完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」(様式-1) 及び「近隣地域内の施工実績」(様式-2) に記載する工事が、直轄発注等工事である場合に於て

【解説】

(3) 技術資料の作成について  
技術資料の作成に当たっては、「申請書及び技術資料の作成について」もご覧下さい。

**添付を求めている、各施工実績にかかる工事成績評定通知書の写しについては、企業と配置予定技術者で発注機関の範囲が異なりますので留意願います。**

**(企業) 大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事**

**(配置予定技術者) 大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事又は四国四県の発注した工事**

## 【本文】

ては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。また、「配置予定技術者の資格・施工経験」（様式-3-1）の「同種工事の施工経験」に記載する工事が、直轄発注等工事又は四国四県の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

### ① 同種工事の施工実績

4.（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式-1に記載すること。なお、記載する同種工事の施工実績の件数は1件とし、複数件数の提出が有る場合は競争参加を認めない。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員の施工実績を記載できるものとし、4.（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の代表的な施工実績を1件記載することができるが、「同種工事の施工実績」の評価については、同一構成員での経常建設共同企業体としての施工実績、又は全ての構成員が施工実績を有している場合に限り、評価の対象とする。全ての構成員の施工実績を申請する場合は、構成員毎に様式-1を記載することとし、最も評価の低いもので評価する。なお、記載する同種工事の施工実績の件数は、同一構成員での経常建設共同企業体の場合は1件、又は全ての構成員の施工実績を提出する場合は構成員毎に1件とし、複数件数の提出が有る場合は競争参加を認めない。

### ② 近隣地域内の施工実績

施工実績は、近隣地域内（四国内、地域内）において、平成○年度から本工事の申請書の提出期限までの間に元請けとして完成し、引き渡された工事の施工実績の中から1件を様式-2に記載すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限り。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）同種工事の施工実績で記載した工事でも構わない。また、経常建設共同企業体については、構成員の施工実績であっても評価の対象とする。

なお、当該実績が直轄発注等工事（3.（5）④参照）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が6.5点未満のものを除く。

### ③ 配置予定技術者

・4.（5）に掲げる基準を満足する事が判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式-3-1に記載すること。記載する同種工事の施工経験の件数は1件とする。なお、複数の配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、複数の配置予定技術者を記載する場合は全ての者が4.（5）に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、経常建設共同企業体にあっては、申請する配置予定技術者が代表構成員の技術者でない場合は、申請する配置予定技術者について様式-3-1に記載し、代表構成員の配置予定技術者についても様式-3-2に記載すること。

## 【解説】

### ①同種工事の施工実績

**記載する同種工事の施工実績の件数は1件です。複数件の申請や、同種性が認められない施工実績の申請の場合、競争参加資格が得られません（欠格）ので、留意願います。**

### ②近隣地域内の施工実績

**記載する施工実績の件数は1件です。複数件の申請の場合、評価を行いませんので留意願います。また、直轄工事及び工事成績相互利用対象工事の実績で、工事の評定点が6.5点未満の場合も評価を行いませんので留意願います。**

### ③配置予定技術者

**記載する同種工事の施工実績の件数は1件です。複数件の申請や、同種性が認められない施工実績の申請の場合、競争参加資格が得られません（欠格）ので、留意願います。**

**配置予定技術者を複数申請することは可能ですが、最も評価の低い者で評価を行います。なお、申請者の中に要件を満たさない者が含まれる場合、競争参加資格が得られません（欠格）ので、留意願います。**

## 【本文】

- ・ 4. (5) ②の対象期間中及び5. (2) 1) ①から⑤の各対象期間中に、出産・育児等による休業を取得した場合には、各対象期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したことを証明する書面を提出すること。
- ・ 4. (5) ③に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあつては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合することを確認できる以下の資料を添付すること。なお、この場合において、下記「在籍出向可能範囲通知書」、「企業集団確認書」及び「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」に記載された企業と下請契約を締結することはできない。

### 1) ～4) (省略)

- ・ 配置予定技術者について、本工事と重複する場合の対応措置は、「監理技術者制度運用マニュアル(令和2年9月30日付け国総建第130号)」に基づき配置するものとし、これに基づかない場合は欠格にする場合があるが、申請書の提出時に主任(監理)技術者として他工事に配置されており、本工事契約後に配置技術者として変更する予定の場合は、変更を承諾する旨の他工事発注機関の契約担当官の証明書を添付すればこの限りではない。なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、落札予定者決定前に他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、落札予定者決定前に他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。その申し出に基づき、投函された入札は無効とする。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合若しくは申し出を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ④ 登録基幹技能者の活用に係る資料

その他企業評価の評価項目「登録基幹技能者の活用」を申請する場合は、様式-7に記載する。また活用する場合は、対象工種に従事するまでに、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習の修了者であることを証明する、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを提出すること。

評価の対象とする登録基幹技能者は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。また、契約後に申請している登録基幹技能者の種類を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

## 【解説】



【本文】

⑤ 契約図書等の写し

上記①から③の施工実績（施工経験）として記載した内容が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている実績データで確認できる場合は、その写しを提出すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工実績（施工経験）の全てが確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し（施工実績（施工経験）の全てを明確に確認ができる資料）を提出すること。

また、民間実績等によりCORINS登録していない工事の場合は、当申請書に記載の施工実績（施工経験）の全てを明確に確認出来る資料を提出すること。（例：契約書、設計図書、施主又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写真、施工体制台帳、施主等からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。）（別紙、「施工（従事役職・従事期間）証明書」参考）

なお、契約図書等の写しで必要とする施工実績（施工経験）の全てを明確に確認できる場合は、CORINS登録している実績データでなく契約図書等の写しのみでも構わない。

海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証を提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

【解説】

⑤契約図書等の写し

**CORINS登録している実績データのみでは、施工実績（施工経験）の全ての内容が確認できない（欠格）場合があります。その場合でも、追加での資料提出をお願いする事が出来ませんので、留意願います。**

但し、提出された資料が不鮮明で内容の確認が出来ない場合は、再送付をお願いする場合があります。

（CORINS登録している実績データで施工実績（施工経験）内容が確認できる例）  
求める同種工事の施工実績（施工経験）

ア) 建物用途：庁舎又は事務所

イ) 建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ウ) 工事内容：新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事に限る。）

工事カルテ(技術データ)

411: 建築一式工	
1. 工事種別	1: 新築
2. 主要な構造種別	1: 鉄筋コンクリート造
3. 建物の用途種別	41: 事務所・庁舎
3. 建物の用途種別	—
4. 構造規模	—
1) 階数	—
a. 地上	3 (階)
b. 地下	0 (階)
2) 地上の高さ	16 (m)
3) 延床面積	1338 (m <sup>2</sup> )
4) 特殊構造種別	—
5) 鉄骨総質量	— (t)
6) 鉄筋総質量	174 (t)
7) コンクリート量	1285 (m <sup>3</sup> )
8) コンクリート強度(最大)	30 (N/mm <sup>2</sup> )
9) 最大スパン長	7 (m)
10) 最大根切底深さ	3 (m)

CORINS登録している実績データのみでは、施工実績（施工経験）の全ての内容が確認できない場合は、施工実績（施工経験）の内容が確認できる契約図書等の写し（確認ができれば契約当初等資料の一部でも差し支えありません。）を提出してください。

**【本文】**

⑥ 資格等の写し

上記③の技術者に必要な資格・雇用・在籍出向関係等が確認できる資料の写しを提出すること。

⑦～⑩ (省略)

(4) 表彰等に係る資料の写し

技術者表彰、工事に係る表彰、3R 推進功労者等表彰、災害支援に係る表彰、i-Construction大賞及び海外認定・表彰制度の表彰がある場合、それを証明する表彰状等の写しを提出すること。なお、経常建設共同企業体及び事業協同組合として受賞した表彰等は、その単体としての表彰等とは認めない。また、単体として受賞した表彰等も、経常建設共同企業体及び事業協同組合としての表彰等とは認めない。提出する表彰等に係る資料は、工事に係る表彰及び災害支援に係る表彰についてそれぞれ1件とする。なお、「災害支援に係る表彰」として表彰等の写しを提出する場合は、併せて四国地方整備局又は四国地方整備局の事務所等の災害協定の締結が確認できる資料（協会等に所属している者で、その所属する協会等が四国地方整備局又は管内事務所と災害協定を締結している場合は、当該協会に所属していることが確認できる資料）を提出すること。表彰状が表彰応募を行った企業等に未達の場合等、表彰状の写しを提出できない場合は、国土交通省が表彰対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

(5) CPDに係る証明書の写し

CPDに係る評価がある場合は、配置予定技術者の評価対象となるCPD団体が発行する「単位取得証明書」の写し、または、これと同等のものを添付すること。なお、「単位取得証明書」は、技術資料の提出期限から過去1年以内のものとする。なお、証明期間に令和2年4月1日以降の期間を含まない場合は評価の対象としない。

①～③ (省略)

(6) ～ (9) (省略)

9. ～14. (省略)

**【解説】**

**⑥資格等の写し**

**確認できる資料の例**

- ・ 施工管理技士合格証書、同等以上の資格の免許証 など
- ・ 工事実績情報サービス (CORINS) 登録している実績データの写し など
- ・ 健康保険証、監理技術者資格者証 など
- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証 (有効期限内)

【本文】

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し同時送信すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書(紙(必須)及び電子ファイル(電子媒体(CD-R等)))は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書は、表紙(表題、発注者名、発注案件名及び提出業者名は必須事項)及び「入札時積算数量書」に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額等を明らかにすること。(様式は自由とする。)

なお、提出に際しては、四国地方整備局電子入札運用基準に基づくものとするが、電子ファイル(ファイル形式:Microsoft Excel)で提出すること。

(3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印不要。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官(これらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。なお、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、四国地方整備局競争契約入札心得第8条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。また、提出された工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合があります。

(4) 工事費内訳書は、3.(5)⑧(ウ)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない

別表(省略)

16. ~27. (省略)

【解説】

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札書提出と同時に、工事費内訳書の提出が必要です。

(2) 工事費内訳書には、入札時積算数量書に記載のある各内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価、金額の記載が必要です。

**ダブル計上や集計ミスに留意願います。内訳書の金額と合計金額が合わない場合など、別表4、5に相当し、入札が無効となる場合があります。**

# 申請書及び技術資料の作成について

【令和3年度版】

四国地方整備局 営繕部

工事案件毎に内容は異なりますので、競争参加にかかる申請書及び技術資料の作成に当たっては、実際に参加を検討される工事の入札説明書及び様式をご確認ください。

赤字：特に注意をお願いしたい箇所

申請用（電子入札システムによる場合）

（用紙A4）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
四国地方整備局長 ○○ ○○ 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和○年○月○日付で公告のありました令和○年度 ○○○○改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 8. (3) ①に定める同種工事の施工実績を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 2 入札説明書 8. (3) ②に定める近隣地域内の施工実績を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 3 入札説明書 8. (3) ③に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 4 入札説明書 8. (3) ④に定める登録基幹技能者の活用に係る資料  
(○/○～○/○)
- 5 入札説明書 8. (3) ⑤に定める契約図書等の写し (○/○～○/○)
- 6 入札説明書 8. (3) ⑥に定める資格等の写し (○/○～○/○)
- 7 入札説明書 8. (3) ⑦に定めるICT活用証明書の写し (○/○～○/○)
- 8 入札説明書 8. (3) ⑧に定める週休2日履行証明書の写し (○/○～○/○)
- 9 入札説明書 8. (3) ⑨に定める建設マスター等の活用に係る資料  
(○/○～○/○)
- 10 入札説明書 8. (3) に定める工事成績評定通知書の写し (○/○～○/○)
- 11 入札説明書 8. (4) に定める表彰等に係る資料の写し (○/○～○/○)
- 12 入札説明書 8. (5) に定めるCPDに係る証明書の写し (○/○～○/○)
- 13 入札説明書 8. (6) に定める災害時における緊急復旧等の実績に係る資料の  
写し (○/○～○/○)

上記技術資料に関する担当者を次のとおり報告します。

担当者： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

注1) 電子入札システムによる場合は、電子認証を受けている代表者又は代理人で提出すること。

注2) 共同企業体の場合は、共同企業体名及び構成員全ての記載をすること。

注3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数表示すること。（頁表示の例：1/○～○/○）

注4) 本工事の技術資料に係る担当者及びその連絡先についても記載することとする。

**提出が必須の申請書及び技術資料です。**  
**電子入札システムより提出する場合は、こちらを使用して下さい。**

申請用（持参による場合）

（用紙A4）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
四国地方整備局長 ○○ ○○ 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

令和○年○月○日付で公告のありました令和○年度 ○○○○改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を保存した電子媒体を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 8. (3) ①に定める同種工事の施工実績を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 2 入札説明書 8. (3) ②に定める近隣地域内の施工実績を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 3 入札説明書 8. (3) ③に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面  
(○/○～○/○)
- 4 入札説明書 8. (3) ④に定める登録基幹技能者の活用に係る資料  
(○/○～○/○)
- 5 入札説明書 8. (3) ⑤に定める契約図書等の写し (○/○～○/○)
- 6 入札説明書 8. (3) ⑥に定める資格等の写し (○/○～○/○)
- 7 入札説明書 8. (3) ⑦に定めるICT活用証明書の写し (○/○～○/○)
- 8 入札説明書 8. (3) ⑧に定める週休2日履行証明書の写し (○/○～○/○)
- 9 入札説明書 8. (3) ⑨に定める建設マスター等の活用に係る資料  
(○/○～○/○)
- 10 入札説明書 8. (3) に定める工事成績評定通知書の写し (○/○～○/○)
- 11 入札説明書 8. (4) に定める表彰等に係る資料の写し (○/○～○/○)
- 12 入札説明書 8. (5) に定めるCPDに係る証明書の写し (○/○～○/○)
- 13 入札説明書 8. (6) に定める災害時における緊急復旧等の実績に係る資料の  
写し (○/○～○/○)

上記技術資料に関する担当者を次のとおり報告します。

担当者： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_

注1) 押印すること。

注2) 共同企業体の場合は、共同企業体名及び構成員全てを記載すること。

注3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数表示すること。（頁表示の例：1/○～○/○）

注4) 電子媒体には必ず本工事名及び企業名を記載して下さい。（電子媒体への押印は不要）

注5) 電子媒体には本申請書も含めて保存すること。

注6) 本工事の技術資料に係る担当者及びその連絡先についても記載すること。

**提出が必須の申請書及び技術資料です。**

**持参（郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません）により提出する場合は、こちらを使用して下さい。但し、発注者の承諾を得た場合に限りしますので留意願います。**

(様式-1)

同種工事の施工実績 (単体業者・経常建設共同企業体の構成員)

工事名: 令和〇年度 〇〇〇〇改修工事  
会社名:

同種工事の条件	平成■年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成■年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。)なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 同種工事とは、完成・引き渡し完了した一件の工事で、次のア)、イ)及びウ)の要件を満たす建築工事とする。 ア) 建物用途: 庁舎 イ) 建物構造: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 ウ) 工事内容: 〇〇改修工事、新築工事又は増築工事(新築工事及び増築工事は、躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事に限る。) なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。	
同種性	より同種性の高い工事・同種性が認められる工事	
概要	工事名称	平成〇〇年度 〇〇〇〇工事
	CORINS登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
	発注者名	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	
	工期(西暦)	20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率) ※受注会社名を記入
要	工事成績	〇〇点 (注)4.参照)
	工事内容	【記載例】ア)建物用途: 〇〇 イ)建物構造: 〇〇造 ウ)工事内容: 改修工事  ※競争参加資格の判断及び企業の実績の評価基準となる工事内容を必ず記載すること。記載のない場合は、評価の対象としない。 ※上記工事内容において「同種工事の条件」及び「同種性」が確認できる図面等を添付すること。

- 注) 1. 公告において明示した競争参加資格を確認できる内容で記載すること。  
2. 同種性について、「より同種性の高い工事」「同種性が認められる工事」のいずれかに○を付すこと。  
3. 契約金額には、出資比率に係わず当該工事金額を記載すること。  
4. 工事成績は、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合は記載し、当該実績に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。また、工事成績評定通知書を有しない等の場合は、別添「工事成績確認書交付申請書」により四国地方整備局営繕部技術・評価課(TEL: 087-851-8061)へ申請し「確認書」の交付を受け、その写しを添付すること。  
5. 本様式の提出は1件とし、複数の件数の提出がある場合は競争参加を認めない。ただし、経常建設共同企業体において8.(3)①により全ての構成員の施工実績を提出する場合は、各構成員毎に本様式1件を提出することとし、複数の件数の提出がある場合は競争参加を認めない。  
6. 施工経験及び同種性について、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されており施工実績内容が確認できる場合は、その写しを添付すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工経験及び同種性の全てが確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し(施工経験及び同種性の全てを明確に確認ができる資料)を提出すること。  
また、民間実績等によりCORINS登録していない工事の場合は、当申請書に記載の役職により当該工事に従事した経験、施工経験及び同種工事の全てを明確に確認出来る資料を提出すること。(例: 契約書、設計図書、施工又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写し、施工体制台帳、施工主等からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。) (別紙、「施工(従

提出が必須の資料です。

競争参加資格における、企業の同種工事の施工実績については入札説明書4.(4)をご確認ください。  
また、入札の評価に関する基準については、入札説明書5.(2)2)①I.をご確認ください。

【同種性】

「より同種性の高い」工事は、入札説明書5.(2)2)※1に記載されています。  
「より同種性の高い」工事であっても、提出された様式上「同種性が認められる」に○印を付されていた場合、「より同種性の高い」工事として評価を行いませんので留意願います。

【受注形態等】

共同企業体構成員としての施工実績の場合は、受注会社名と出資比率を記入して下さい。  
記載例: (株)〇〇(●%)、(有)〇〇(●%)  
なお、共同企業体での施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限られますので、留意願います。

単体の場合は、受注会社名を記載する必要はありません。  
記載例: 単体

【工事成績】

施工実績が、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注工事(以下、「直轄工事」)及び工事成績相互利用対象工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付が必要となります。(注4)  
直轄発注工事及び工事成績相互利用対象工事の実績については、工事の評定点が65点未満の場合、施工実績とは認められないため(欠格)注意が必要です。

【工事内容】

同種工事の要件を満たさない工事を申請した場合、施工実績と認められません(欠格)ので、ご注意ください。  
(例: 新築又は増築工事が要件であるが、改修工事を申請など)  
工事内容は、記載例にならない、同種実績の評価に関わる事項のみの記載で構いません。

施工実績の内容を確認できる資料の添付が必要となります。(注6)  
(工事実績情報サービス(CORINS)登録しているデータの写し など)

**事役職・従事期間) 証明書) 参考)**

なお、契約図書等の写しが必要とする全ての施工実績が確認できる場合は、契約図書等の写しのみでも構わない。  
海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証を提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

7. 施工実績として「**より同種性の高い工事**」を申請する場合は、建物用途が明確に確認できる資料を提出すること。



(様式-2)

近隣地域内の施工実績

(用紙A4)

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇改修工事  
会社名：

本様式で記載する施工実績の条件		近隣地域内(四国内)において、平成■年度から本工事の技術資料の提出までの間に元請けとして完成し、引き渡された工事の施工実績。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が6.5点未満のものを除く。
同 種 性		同種 ・ 同種工事以外
工 事 概 要	工 事 名 称	平成〇〇年度 〇〇〇〇工事
	CORINS登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契 約 金 額	
	工 期 (西 暦)	20〇〇年 月 日~20〇〇年 月 日
受 注 形 態 等		単体/共同企業体(出資比率) ※受注会社名を記入
工 事 成 績		〇〇 点 (注)5. 参照)
工 事 内 容		【記載例】 ア) 建物用途：〇〇 イ) 建物構造：〇〇造 ウ) 工事内容：改修工事

- 注) 1. 本様式は、近隣地域内で施工実績がある場合に記載し、無い場合は提出する必要はない。  
 2. 同種性について、「同種工事」「同種工事以外」のいずれかに○を付すこと。  
 3. 同種工事の実績を記載する場合は、同種工事としての条件を確認できる内容を記載するものとし、それ以外の場合は、主たる工事内容を記載すること。  
 4. 契約金額には、出資比率に係らず当該工事金額を記載すること。  
 5. 工事成績は、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合は記載し、当該実績に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。また、工事成績評定通知書を有しない等の場合は、別添「工事成績確認書交付申請書」により四国地方整備局営繕部技術・評価課(TEL:087-851-8061)へ申請し「確認書」の交付を受け、その写しを添付すること。  
 6. 施工経験及び同種性について、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録の実績データで確認できる場合は、その写しを添付すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工経験及び同種性の全てが確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し(施工経験及び同種性の全てを明確に確認ができる資料)を提出すること。  
 また、民間実績等によりCORINS登録していない工事の場合は、当申請書に記載の役職により当該工事に従事した経験、施工経験及び同種工事の全てを明確に確認出来る資料を提出すること。  
 (例：契約書、設計図書、施工又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写真、施工体制台帳、施工等からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。) (別紙、「施工(従事役職・従事期間)証明書」参考)  
 なお、契約図書等の写しが必要とする全ての施工実績が確認できる場合は、契約図書等の写しのみでも構わない。  
 海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、国土交通省が発行する認定証を提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

提出は任意の資料です。  
 未提出でも欠格にはなりません、評価点が加算されませんので留意願います。  
 入札の評価に関する基準については、入札説明書5.(2)2)①II.をご確認ください。

**【工事成績】**  
 施工実績が、直轄工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付が必要となります。(注5)  
 直轄発注工事及び工事成績相互利用対象工事の実績については、工事の評定点が6.5点未満の場合、施工実績とは認められないため評価点が得られません。

**【工事内容】**  
 施工実績の内容を確認できる資料の添付が必要となります。(注6)  
 (工事実績情報サービス(CORINS)登録しているデータの写し など)

7. 同種工事の施工実績（様式-1）に記載する施工実績と重複してもよい。

8. 施工実績を1件記載すること。

共同企業体については、共同企業体としての施工実績又は代表者若しくは構成員の施工実績を1件記載すること。

(様式-3-1)

配置予定技術者の資格・施工経験 (入札説明書: 競争参加資格4. (5))

工事名: 令和〇年度 〇〇〇〇改修工事  
会社名:

会社名			
大臣・知事許可番号			
配置予定技術者の氏名 (主任・監理のどちらかを○で囲むこと。)	フリガナ		
	主任 技術者	〇	〇
	監理	〇	〇
生年月日	和暦	年月日	西暦 19〇〇年 月 日
最終学歴	〇〇大学 〇〇部 〇〇年卒業		
法令による資格・免許	1級〇〇施工管理技士 (取得年月日及び登録番号)		
	(監理技術者である場合) 監理技術者の資格 (有効期限年月日及び登録番号)		
	(監理技術者である場合) 監理技術者講習修了証 (修了年月日)		
配置予定技術者と営業所専任技術者の関係 (「である」・「ではない」のどちらかを○で囲むこと。)	である ・ ではない		
	上記「配置予定技術者の氏名」の欄に記載している者は建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に定められた営業所専任技術者		
優良技術者表彰 海外認定・表彰制度	有 : 無	CPD評価に該当するユニット 数を記載	〇〇ユニット
同種工事の条件	入札説明書4. (5) ②による。		
同種性	より同種性の高い工事 ・ 同種性の高い工事 ・ 同種性が認められる工事		
同種工事の 施工経験	工事名称		
	CORINS登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇	
	発注者名	工事成績 注10	〇〇点
	受注形態	単体・特定JV・経常JV(甲・乙)・異工種JV・その他 (出資比率) ※共同企業体の場合は出資比率も記入。	
	施工場所	(都道府県名、市町村名)	
	契約金額		
	工期 (西暦)	20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日	
	専任義務期間 (西暦)	20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日	
	従事役職 従事期間 (西暦)	現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者 ※経常JVの場合 現場代理人・主たる主任技術者・監理技術者・担当技術者 20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日	
	工事内容	【記載例】 ア) 建物用途: 〇〇 イ) 建物構造: 〇〇造 ウ) 工事内容: 改修工事  ※競争参加資格の判断及び技術者の同種実績の評価基準となる工事内容 (施工量も含め) を必ず記載すること。記載のない場合は、評価の対象としない。 ※上記工事内容において「同種工事の条件」及び「同種性」が確認できる図面等を添付すること。	
他建築 状況工事 の 従事	工事名称		
	発注者名		
	工期 (西暦)	20〇〇年 月 日 ~ 20〇〇年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	本工事と重複 する場合 対応措置	※本工事とは申請する当該工事であり、関係については工期が重複している場合、 <b>対応等の考え方を記載</b> すること。	

**提出が必須の資料です。**  
競争参加資格における、配置予定技術者の同種工事の施工実績については入札説明書4. 5) ②をご確認ください。  
また、入札の評価に関する基準については、入札説明書5. (2) 1) ①~④をご確認ください。

【配置予定技術者】  
入札説明書4. (5) ③に記載のとおり、配置予定技術者は参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要となるため、確認できる資料の添付をお願いします。(注15)

確認できる資料の例  
健康保険証、監理技術者資格者証 など

【法令による資格・免許】  
資格・免許を確認できる資料の添付が必要となります。(注14)  
・ 施工管理士の合格証の写し、同等以上の資格の免許証の写し など  
・ (監理技術者として申請する場合) 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証及び施工管理技士の合格証の写し

証書の有効期限切れに注意をお願いします。有効期限は、監理技術者資格者証は交付日から5年間、監理技術者講習修了証は講習を受講した日から5年間です。

**過去に、有効期限切れの証書の写しが提出され、競争参加資格が認められなかった(欠格)事例があります。**

【工事成績】  
施工実績として、直轄工事、四国四県及び工事成績相互利用対象工事の発注工事を申請する場合、工事成績評定通知書の写しの添付が必要となります。(注10)  
また、上記工事の場合は、工事成績点数の記入を必ず行ってください。  
**直轄発注工事及び工事成績相互利用対象工事の実績については、工事の評定点が6.5点未満の場合、施工実績とは認められないため(欠格)注意が必要です。**

【工事内容】  
同種工事の要件を満たさない工事を申請した場合、施工実績と認められません(欠格)ので、**ご注意ください。**  
(例: 新築又は増築工事が要件であるが、改修工事を申請など)  
工事内容は、記載例にならない、同種実績の評価に関わる事項のみの記載で構いません。

施工実績の内容を確認できる資料の添付が必要となります。(注18)  
**(工事実績情報サービス(CORINS)登録しているデータの写し など)**

民間工事の場合は、**工事内容を確認できる資料と配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる資料を添付して下さい。**  
**双方を確認できる資料が添付されておらず、欠格となった事例が多数あります。**

- 注) 1. 「許可番号」の欄には、許可を受けている建設業の許可番号を経営事項審査結果通知書から転記すること。
2. **配置予定技術者の施工経験の件数は、配置予定技術者 1 人につき 1 件**とすること。
3. 本工事の配置予定技術者が、主任技術者として配置予定ならば、主任に○を、また監理技術者として配置予定ならば、監理に○を付けること。
4. 監理技術者の資格は最新の資格有効期限年月日及び登録番号を記載すること。
5. 営業所専任技術者の営業所とは、「本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいう。
6. 優良技術者表彰については、該当があれば有に○を、なければ無に○を付けること。なお、有に○を付けた場合、それを証明する資料を添付すること。
7. CPD 評価に該当する実績については、該当があればユニット数を記載するものとし、それを証明する資料を添付すること。
8. **同種性について、「より同種性の高い工事」、「同種性の高い工事」「同種性が認められる工事」のいずれかに○を付すこと。**
9. 工事内容については、公告において明示した競争参加資格を確認できる内容で記載すること。
10. **工事成績は、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は四国四県の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合は記載し、当該実績に係る工事成績評定通知書の写しを添付**すること。また、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局発注工事及び工事成績相互利用対象工事において、工事成績通知書を有しない等の場合は、別添「工事成績確認書交付申請書」により四国地方整備局営繕部技術・評価課（TEL：087-851-8061）へ申請し「確認書」の交付を受け、その写しを添付すること。ただし、総合評価における同種工事の成績評価は、平成〇年度以降の完成工事を対象とする。
11. 契約金額には、出資比率に係わらず当該工事金額を記載すること。
12. 専任義務期間を証明する資料を添付すること。（工期と同じ場合は必要ない）
13. **他工事の従事状況は、従事している工事を対象に記入し、本工事を落札した場合の対応を明記**すること。なお、配置予定の主任（監理）技術者について、本工事と重複する場合の対応措置は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和 2 年 9 月 3 0 日付け国不建第 130 号）」に基づき配置するものとし、これに基づかない場合は欠格にする場合があるが、技術資料の提出時に主任（監理）技術者として他工事に配置されており、本工事契約後に配置技術者として変更する予定の場合は、変更を承諾する旨の他工事発注機関の契約担当官の証明書を添付すればこの限りではない。
14. 監理技術者である場合、**監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証及び施工管理技士の合格証の写しを添付**すること。なお、技術検定の合格後、合格通知書の交付日から 6 ヶ月間については、合格証明書の代わりに指定試験機関が通知する合格通知書の写しを添付することを認める。また、登録基幹技能者講習修了者を主任技術者として申請する場合は、当該講習の修了証の写しを添付すること。
15. **健康保険証の写し等、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる資料を添付**すること。  
※なお、**保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングの上**、提出すること。
16. 経歴により競争参加資格を満たす場合は、競争参加資格が確認できる経歴の資料を添付すること。
17. 担当技術者としての施工経験において、記載した工事に従事する以前から入札説明書 4. 競争参加資格（5）①に示す資格を有していることが確認できる資料を提出すること。
18. 施工経験及び同種性について、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録の実績データで確認できる場合は、その写しを添付すること。ただし、その実績データのみでは必要とする施工経験及び同種性の全てが確認できない場合は、実績データに併せて契約図書等の写し（施工経験及び同種性の全てを明確に確認ができる資料）を提出すること。  
また、民間実績等により CORINS 登録していない工事の場合は、当中請書に記載の役職により当該工事に従事した経験、施工経験及び同種工事の全てを明確に確認出来る資料を提出すること。（例：契約書、設計図書、施主又は行政機関等に提出し受領された書類の写し、法令に基づき工事現場に掲示した標識の写真、施工体制台帳、施主等

からの従事証明書等。図面等の場合は施工場所、建物用途、工事種目、工事内容等が確認できること。一つの書類では確認できない場合、根拠となる全ての書類を提出すること。）（別紙、「施工（従事役職・従事期間）証明書」参考）

なお、契約図書等の写しが必要とする施工経験及び同種性の全てを明確に確認できる場合は、CORINS登録している実績データでなく契約図書等の写しのみでも構わない。

海外認定・表彰制度により認定された実績でCORINSに登録が行われていない場合は、契約図書等の写しに加え、認定証を提出すること。なお、認定証が実績認定申請を行った企業等に未達の場合等、認定証の写しを提出できない場合は、国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもってそれに代えることができる。

19. 以下の1) から4) に該当する配置予定技術者にあつては、在籍出向の要件に適合することを確認できる以下の資料を添付すること。

1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（監理技術者資格者証等の写し）
- ロ 出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認できる資料（出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報の写し）
- ハ 営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認できる資料（営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類の写し）

2) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者の場合

- イ 在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（監理技術者資格者証等の写し）
- ロ 出向元の組合員が、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成28年3月24日付け国土建第483号）」に基づく「集団を構成する組合員」に該当することを確認できる資料（国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する「在籍出向可能範囲通知書」の写し）

3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）  
**※なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングの上、提出すること。**
- ロ 出向先の会社との間に雇用関係があることを確認できる資料（出向契約書や出向協定書等の写し）
- ハ 出向先の会社と出向元の会社との関係が、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成28年5月31日付け国土建第119号）」に基づく「親会社」と「連結子会社」に該当することを確認できる資料（国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する「企業集団確認書」の写し）

4) 持株会社の子会社が置く出向社員の場合

- イ 出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）  
**※なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングの上、提出すること。**
- ロ 出向元である親会社と出向先であるその子会社が、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて（平成20年3月10日付け国総建第319号）」に基づく「企業集団に属する会社」に該当することを確認できる資料（当該通達別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」の写し）

20. 施工実績として「より同種性の高い工事」を申請する場合は、建物用途、設備容量、「同種性の高い工事」を申請する場合は、建物用途が明確に確認できる資料を提出すること。

経常JV用

(様式-3-2)

経常建設共同企業体の代表構成員の配置予定技術者の資格・施工経験

(入札説明書：競争参加資格8.(3)③)

工事名：令和〇年度 ○〇〇〇改修工事  
会社名：

会社名			
大臣・知事許可番号			
配置予定技術者の氏名 (主任・監理のどちらかを○で囲むこと。)	フリガナ		
	主任	技術者	○ ○ ○ ○
	監理		
生年月日	和暦	年月日	西暦 19〇〇年月日
最終学歴	〇〇大学 〇〇部 〇〇年卒業		
法令による資格・免許	1級〇〇〇〇〇〇施工管理技士(取得年月日及び登録番号)		
	(監理技術者である場合) 監理技術者の資格(有効期限年月日及び登録番号)		
	(監理技術者である場合) 監理技術者講習修了証(修了年月日)		
	(主任技術者である場合) 登録基幹技能者講習修了証(有効期限年月日)		
配置予定技術者と営業所専任技術者の関係 (「である」・「ではない」のどちらかを○で囲むこと。)	上記配置予定技術者の氏名の欄に記載している者は建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に定められた営業所専任技術者  である ・ ではない		
他工事の従事状況	工事名称		
	発注者名		
	工期(西暦)	20〇〇年月日～20〇〇年月日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	本工事と重複する場合の対応措置	※本工事とは申請する当該工事であり、関係については <b>工期が重複している場合、対応等の考え方を記載</b> すること。	

- 注) 1. 「許可番号」の欄には、許可を受けている建設業の許可番号を経営事項審査結果通知書から転記すること。  
2. 代表構成員の配置予定技術者が、主任技術者として配置予定ならば、主任に○を、また監理技術者として配置予定ならば、監理に○を付けること。  
3. 監理技術者の資格は最新の資格有効期限年月日及び登録番号を記載すること。  
4. 営業所専任技術者の営業所とは、「本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいう。  
5. **他工事の従事状況は、従事している工事を対象に記入し、本工事を落札した場合の対応を明記**すること。なお、配置予定の主任(監理)技術者について、本工事と重複する場合の対応措置は、「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付け国総建第315号)」に基づき配置するものとし、これに基づかない場合は欠格にする場合があるが、技術資料の提出時に主任(監理)技術者として他工事に配置されており、本工事契約後に配置技術者として変更する予定の場合は、変更を承諾する旨の他工事発注機関の契約担当官の証明書を添付すればこの限りではない。  
6. 監理技術者である場合、**監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証及び施工管理技士の合格証の写しを添付**すること。なお、技術検定の合格後、合格通知書の交付日から6ヶ月間については、合格証明書の代わりに指定試験機関が通知する合格通知書の写しを添付することを認める。また、登録基幹技能者講習修了者を主任技術者として申請する場合は、当該講習の修了証の写しを添付すること。  
7. **健康保険証の写し等**、参加希望者と**直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる資料**を添付すること。

経常建設企業体における配置予定技術者の資格等の申請にあたってはこちらを使用して下さい。

(様式-7)

登録基幹技能者の活用に係る資料

工事名：令和○年度 ○○○○改修工事  
会社名：\_\_\_\_\_

登録基幹技能者の種類	登録○○基幹技能者
従事する工種	例) 直接仮設
従事する期間	令和○年○月～令和○年○月までの約○ヶ月間

- 注) 1. 本様式は、登録基幹技能者を活用する場合に必要な事項を記載して提出すること。  
2. 評価の対象とする登録基幹技能者は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。  
なお、本様式に併せて「登録基幹技能者講習修了証」の写しを提出する必要は無いが、工事開始から、対象工種に従事するまでに「登録基幹技能者講習修了証」の写しを提出すること。

**【登録基幹技能者の活用】**

登録基幹技能者の活用を図る場合、必要事項を記載のうえ提出ください。

活用を行うとして申請される場合は、入札説明書5. (2) 2) ②IIに記載されている、登録基幹技能者の種類より選択して下さい。

(様式－8)

(用紙A4)

建設マスター等の活用に係る資料

工事名：令和○年度 ○○○改修工事  
会社名：\_\_\_\_\_

建設マスター等の種類	建設マスター ・ 建設ジュニアマスター
建設マスター等の職種	例) ○○工
従事する工種	例) ○○工事
従事する期間	令和○年○月から令和○年○月までの約○ヶ月間
登録基幹技能者との重複	重複しない <input type="checkbox"/> ※注5

- 注) 1. 本様式は、建設マスター等を活用する場合に必要な事項を記載して提出すること。
2. 建設マスター等の種類については、該当する方に○を付けること。
3. 建設マスター等は当該工事の工事種別に応じた職種（別表2を参照）であること。
4. 評価の対象とする建設マスター等は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。
- なお、本様式に併せて「優秀施工者国土交通大臣顕彰状」等の写しを提出する必要はないが、契約締結後から、対象工種に従事するまでに「優秀施工者国土交通大臣顕彰状」等の写しを提出すること。
5. 同一の者を登録基幹技能者と建設マスター等で重複して申請することは認めない。登録基幹技能者の活用に係る資料も提出する場合は、重複しないことを確認のうえ、または■を付けて提出すること。



【会社の施工実績として必要な場合の申請書】

別添

四国地方整備局  
営繕部 技術・評価課長 殿

## 工事成績確認書交付申請書

下記工事における工事成績評定点の確認書の交付を申請します。

記

工 事 名：平成〇年度 〇〇〇〇工事 (CORINS番号)

工 期：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

施 工 業 者：(株)〇〇建設

※共同企業体の場合は構成員まで明記すること

最終請負金額：

申 請 者：〇〇建設 〇〇部 (氏 名) 印

連絡先：住所

TEL

メールアドレス

申 請 理 由：

工事施工実績として技術資料を提出するため。

添 付 資 料：

施工業者名と申請業者名が違う場合、合併契約書等の写し。

提 出 先：

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により下記提出先へ提出すること。

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33  
四国地方整備局 営繕部 技術・評価課

※本申請書に、競争参加を希望する工事名を記載しないこと。

会社の施工実績の工事成績評定点の確認を希望される場合は、こちらの様式を使用して請求して下さい。

【技術者の経験として必要な場合の申請書】

別添

四国地方整備局  
営繕部 技術・評価課長 殿

## 工事成績確認書交付申請書

下記工事における工事成績評定点の確認書の交付を申請します。

記

工 事 名：平成〇年度 〇〇〇〇工事 (CORINS番号)

工 期：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

施 工 業 者：(株)〇〇建設

※共同企業体の場合は構成員まで明記すること

最終請負金額：

申 請 者：〇〇建設 〇〇部 (氏 名) 印

連絡先：住所

TEL

メールアドレス

申 請 理 由：

技術者(〇〇〇〇)の工事経験として技術資料を提出するため。

添 付 資 料：

経験を必要とする技術者と雇用関係にあることが証明できる監理技術者証等の写し

提 出 先：

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により下記提出先へ提出すること。

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33  
四国地方整備局 営繕部 技術・評価課

※本申請書に、競争参加を希望する工事名を記載しないこと。

技術者の施工実績の工事成績評定点の確認を希望される場合は、こちらの様式を使用して請求して下さい。

別紙（参考）

施工（従事役職、従事期間）証明書

令和 年 月 日

（発注者）  
〇〇〇〇 殿

（申請者）  
住 所  
商号又は名称  
代表者役職氏名

印

下記について証明願います。

記

工事名称等	工事名称	〇〇〇〇建築工事	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町3-3	
	請負金額	¥000,000,000円（税込み）	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態	単体・特定JV・経常JV(甲・乙)・異工種JV・その他(出資比率) ※共同企業体の場合は出資比率も記入。	
工事概要	建物用途	事務所・庁舎	
	構 造	鉄筋コンクリート造	
	階 数	地上〇階 地下〇階	
	建物規模	0,000.00㎡	
	工事種別	〇〇工事（例：新築工事、増築工事、改修工事）	
	工事内容	事務所 新築1棟、工作物新設一式 （電灯設備新設一式、空調設備新設一式）	
従事技術者	氏 名		従事役職
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	監理技術者
	氏 名		従事役職
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	主任技術者
	氏 名		従事役職
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	現場代理人
	氏 名		従事役職
	従事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	担当技術者

上記の通り相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（発注者）  
住 所  
商号又は名称  
代表者役職氏名

印

民間工事等を実績として申請する際に、契約書、設計図書で、施工実績（施工経験）に係る全ての内容が確認できない場合、それらに記載の無い同種工事の施工実績・近隣地域内の施工実績・配置予定技術者の施工経験の根拠資料として、この様式を使用しても構いません。